赤穂市環境審議会会議録

令和5年8月23日開催

## 赤穂市環境審議会次第

1 日 時 令和5年8月23日(水) 午後1時30分

2 場 所 市役所204会議室

3 出席者

学識経験者 渡邉節雄、中村隆紀、萬代新一郎

市議会議員 榊悠太、家入時治、田渕和彦

市民組織の代表者 矢野英樹、中村文代、大谷優也

産業界の代表者 林雄一朗

公募市民 三木毅、粟井強

関係行政の職員 金川正敏、宮島康彦、津田稔

 市関係職員
 溝田康人、尾崎浩司

 事務局
 (市民部長) 関山善文

(環境課長) 丸尾誠

(産業廃棄物対策担当係長) 中濱祐介

(環境係) 山下祐哉、槇本泰

## 4 会議次第

- (1) あいさつ
- (2) 新委員紹介
- (3) 諮問事項
  - ・赤穂市環境基本計画一部改定(案)について
- (4) 報告事項
  - ・令和5年度版「赤穂の環境」(速報)の概要について
- (5) その他

事務局

失礼いたします。本日はお忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。 始めます前に資料の確認をお願いいたします。まず資料の一つ目としまして 本日の次第、資料1としまして赤穂市環境審議会委員名簿、資料2といたしま して赤穂市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画)の一部改定(案)につい て、ホッチキス止めで4枚の資料、最後に資料3といたしまして令和5年度版 「赤穂の環境」(速報)の概要について、以上となります。過不足等ございま したら、お申しつけください。

それでは改めまして、ただ今より、赤穂市環境審議会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、萬代会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

はい。最初の頭だけ下げるときだけちょっと立ってね、皆さんに敬意を表したいと思います。今日はよろしくお願いいたします。あとは座ってね、申し訳ないですけども、よろしくお願いします。お見受けしましたところ、前に引き続いてやっておられる人、新しく代わられた人もいるようで。最初に申し上げておきますけど、このマスクはね、5類に変わって以降、本人の自由になっておりますが、最近非常に増えておるようなんでね、私はつけたまま話ししますので、聞こえにくいときには言ってください。大きな声でいきますので、よろしくお願いします。

本当に暑いですね。お盆も過ぎましたのにね。このまま夏から冬に行ってしまうのかなと。お見受けしましたところ、皆さんお元気そうで安心いたします。 今日は平日の日中の一番暑いときにお集まりいただき、本当に申し訳ないと 思います。令和5年度第1回の環境審議会を始めたいと思います。

今日は、皆さんにお示しした通り、諮問事項があるんですけど、これは継続 審議になりますので、今日、結論はとりません。それと報告事項があります。

1回目やからね。ちょっと気楽に、今日はね、進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日の委員の出席状況でございますが、資料 1、赤穂市環境審議会委員名簿 をご覧ください。

名簿記載の委員のうち、赤井委員、釣委員、平田委員、金谷委員、藤田委員、 堀井議員、高原委員、以上7名の委員より欠席の連絡を事前にいただいており ます。また、欠席の連絡はいただいておりませんが、寺田委員、梅本委員、松 本委員については、今の時点では出席になられておりません。順次出席いただ けるものと思っております。

従いまして、委員総数27名に対しまして、本日17名の出席ということで、 委員の過半数を超える出席をいただいておりますので、赤穂市環境審議会規則 第6条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、事務局といたしまして、産業廃棄物担当対策係長の中濱、係員の山下、 槇本、以上3名が出席させていただいております。

続きまして、次第の2、新委員をご紹介させていただきます。

まず、市民組織を代表いたしまして、赤穂労働者福祉協議会会長、笹倉委員に代わりまして大谷委員、産業界を代表いたしまして、赤穂市農業委員会会長、谷山委員に代わりまして松本委員、関係行政機関の職員といたしまして、光都土木事務所長、荒谷委員に代わりまして金川委員、光都農林振興事務所長、川口委員に代わりまして宮島委員、西播磨県民局県民交流室環境参事、吉村委員に代わりまして津田委員、関係職員といたしまして、副市長、藤本委員に代わりまして溝田委員にお願いいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではこの後の議事の進行につきましては、会長よりよろしくお願いいた します。

会 長

はい、目の前に副市長がいらっしゃるので、ひと言だけ。年度の初めには、 市長の諮問を受けて我々審議などしますので。市長の挨拶がないと。副市長、 代わりに一言あいさつをお願いします。

副市長

申し訳ありません。市長、本日、出張しておりまして。ただ、委員は私が務めさせていただいております。皆様には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。そして、私はこの4月に副市長を拝命しました。溝田と申します。よろしくお願いします。

会 長

すみません。無理矢理言わせまして。ありがとうございます。

それでは進めます。赤穂市環境審議会規則第6条第5項の規定により、会議 を原則公開することとしていますが、本日傍聴者はおりません。

議事録署名委員、規則第6条第4項によって、議事録署名人は私の方から指名させていただきます。中村文代委員よろしくお願いいたします。

審議会規則第2条に基づいて、赤穂市環境基本計画一部改定(案)についての諮問ですね。次第3として、諮問事項、赤穂市環境基本計画一部改定(案)について事務局へ説明を求めます。

事務局

失礼いたします。それでは諮問事項、赤穂市環境基本計画一部改定(案)について、私の方よりご説明させていただきます。座って失礼いたします。

本日は、赤穂市環境基本計画の一部として位置づけております「地球温暖化対策実行計画」における「温室効果ガス排出量目標値」を改定するにあたり、

赤穂市環境審議会規則第2条の規定に基づきお諮りするものとなります。それではお手元の資料2をご覧ください。こちらが諮問の内容となります。

まず、改定の背景及び趣旨です。赤穂市環境基本計画については、令和3年3月に全面改定を行っており、その中に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定する「地球温暖化対策実行計画」を含めた形で策定をしております。

赤穂市環境基本計画では、「2050年に向け、脱炭素化を探求する」旨を 表明しており、令和4年7月にはゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会 の実現に向け、事業を推進しています。

赤穂市環境基本計画に定める現行の2030年度の温室効果ガス排出目標値については、下段の表の現行目標値にありますとおり、2013年度比29%としております。

しかしながら、地球温暖化対策を取り巻く状況の変化から、2030年度の 温室効果ガス削減目標値について、国は令和3年10月に26%から46%、 県は令和4年3月に35%から48%にそれぞれ改定しております。

これらの動向を受け、このたび、本市においても、国及び県の目標値との整合を図るため、現在の赤穂市環境基本計画に定めている「温室効果ガス排出量目標値」を、国よりも高い県と同じ目標値に改定し、引き続き、脱炭素社会の実現に向けて取り組んで参りたいというものです。

次に、改定内容についてです。赤穂市環境基本計画、第3章第2節の中にある表「温室効果ガス排出量目標値」が、今回の改定箇所となります。表内の削減率の合計欄について、兵庫県と同じ48%とし、併せて2030年度目標及び削減率の関係部分を改定します。改定目標については、表右枠の太枠内の数値とする予定としております。

資料を1ページめくっていただいて、右上の方に一改定(案)と記載されている資料ですが、こちらが赤穂市環境基本計画の該当ページを抜粋した改定(案)となります。

本文につきましては、「目標値は、国や県の目標水準を目指すものとし、令和32(2050)年に向けては、脱炭素化を探究する」とする目標をはじめ、 方針等に変わりはないことから、変更はございません。

さらに1ページめくっていただきますと、参考として、改定部分の新旧対照 表をつけております。

次に、今後の改定スケジュールについてです。計画の一部改定にあたり、パブリックコメントを実施することといたします。さらに1ページめくっていただき、パブリックコメントの概要をご覧ください。

9月11日から10月10日まで、パブリックコメント(意見募集)を実施し、市内の事業所も含め、市民の方から意見を聴取した上で、改定を行っていきたいと考えております。また、計画(案)については、市ホームページ、市役所2階環境課、各地区公民館で公表する予定としております。

パブリックコメント終了後、いただきました意見と検討の結果を事務局で整理し、その後、12月前後になろうかと思いますが、環境審議会を開催し、パブリックコメントの結果も踏まえ、審議会の意見(答申)の取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、最終的な計画の改定時期につきましては、審議会からの答申後、速や かに行ってまいりたいと考えております。

以上で環境基本計画一部改定(案)についての説明を終わります。

会 長

ただいまの事務局の説明が終わりました。どなたからでも結構です。

できればね、挙手していただいて、ご質問、ご意見があればお受けしたいと思います。

委員

すいません、2030年までに48%削減するという目標は出てますけれども、そこに至るプロセスにつきましては、先ほどご説明がありましたパブリックコメントをまとめてからの方向という形になるんでしょうか。

事務局

全体にしましては48%という形で、県に合わせる形で進めていきたいと考えています。この%に至る経緯なんですけども、まず、地球温暖化対策実行計画の策定の方法が何点かありまして、赤穂市の方がとってる方法といいますのは、県の計画数値に準じるような形で、進めていくという形になっておりますので、プロセスとしましては、この作成のプロセス、県の数値に合わせるというゴールに基づいて数字を決定していくと、そのあと計画等については、今後どのような取り組みをしていくかということは、順次考えていくということになりますので、計画の改定につきましては、この48%という形で進めていきたい。

それに対する意見を求めたいということでのパブリックコメントでございます。

委員

すいません、48%に至る、例えば3年とか5年とかいう単位で、進捗度っていうのをどうやって調査を確認するかというのが知りたいんですよ。

具体的にどういう項目で、ここに業務部門とか家庭部門とか、それぞれの部門がありますけども、具体的にどういう形で削減していくかというあたりの、今話が見えてないので、内容については、パブリックコメントを募集した中でのまとめになろうかということを思って質問させてもらったんですが。

事務局

失礼いたしました。進捗状況等の確認につきましては、毎年、集計を行って おりまして、審議会委員の皆様にもお配りしております、「赤穂の環境」を例 年9月末ごろになろうかと思いますが、1年間の実績の方、集計いたしまして、 ご報告しております。そういう形で進捗の確認をしていきたいと思います。

委 員

その中には、具体的にどういういうことを進めて、削減していくという具体 策も入っているわけですね。

事務局

その辺りにつきまして、本日もこの後、速報値のご報告申し上げます。こういった機会を使いまして、報告等行っていきたいと考えております。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会 長

他の皆さんいかがですか。発言がないようですのでね。これはもともと私が 申し上げました通り、継続の審査、次回に結論を出しますので、その時はよろ しくお願いします。

次第4、報告事項令和5年度版「赤穂の環境」(速報)の概要について事務 局より説明願います。

事務局

それでは令和5年度版「赤穂の環境」(速報)の概要について説明いたします。配布資料3に結果の概要をまとめておりますが、内容については、スクリーンにグラフなどを表示しながら説明いたしますのでご覧ください。では、座って失礼いたします。

令和5年度版「赤穂の環境」につきましては、令和4年4月~令和5年3月までの令和4年度の結果をまとめたものです。

現在、データ等結果を取りまとめ中ですので、速報としてご報告させていただきます。データ集計後、冊子にまとめたものが完成しましたら、配布させていただきますので、内容をご確認ください。

まず、大気の状況についてご説明いたします。本市においては市内8カ所に 一般大気監視局を設置し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学 オキシダント等の連続測定を行っております。

このうち市役所局につきましては、兵庫県が設置している監視局となっております。

各測定データを順にご説明いたします。二酸化硫黄についてです。石炭、石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生する物質となっております。環境基準はご覧のとおりです。令和4年度におきましては、市内8監視局の平均値が0.003となっており、低濃度で推移しております。また、環境基準の適合率は、100%でした。兵庫県下における数値についても、近年、低濃度の値で推移しております。

浮遊粒子状物質についてです。大気中に浮遊する粒子状物質であり、その粒 径が10ミクロン以下のもので、環境基準については、ご覧のとおりです。市 内平均は0.012となっており、グラフからも見て頂けるとおり近年は大きな変動はありません。環境基準の適合率は1時間値・1 平均値ともに100%でした。

兵庫県下の平均値は0.014となっており、こちらも大きな変動はありません。

続きまして二酸化窒素についてです。燃焼に伴い発生し、主な発生源は工場・ 事業場、自動車のエンジンなどです。二酸化窒素の市内平均は0.006となっており、市内の平均値の経年変化を見ましてもほぼ横ばいの状況にあります。環境基準の適合率は、100%でした。

光化学オキシダントについてです。光化学オキシダントとは、大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を受けて、光化学反応で生成される物質です。本市におきましては市役所局、有年監視局の2カ所においてオキシダント濃度の測定を行っております。2局の年間平均値は、0.033ppmでした。光化学スモッグ広報等は、市役所局のデータに基づき兵庫県より発令されることとなっておりますが、令和4年度、光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。今年度も4月20日~10月19日まで光化学スモッグ特別監視期間として、各種の体制がとられていますが、現時点で本市域において発令はございません。

降下ばいじんについてです。赤穂市におきましては市内10カ所でデポジットゲージ法により測定しています。この降下ばいじんについては、環境基準はありませんが、市において環境目標値を設定しております。環境目標値は月間値の平均値が5t/km2です。

令和4年度の結果は、年平均値で1.98となり、近年はほぼ同程度で、環境目標値を満たしている状況でございます。

微小粒子状物質 (PM2.5) についてです。 PM2.5 は、大気中に浮遊している 2.5  $\mu$  m以下の小さな粒子のことです。

PM2.5は、環境基準が設定されており、1年平均値が1立方メートルあたり15マイクログラム以下、かつ、1日平均が1立方メートルあたり35マイクログラム以下という値になっています。

1時間値の年間平均値は、1立方メートル当たり6.9マイクログラムでした。

令和4年4月から令和5年3月までの結果がこちらのとおりです。 いずれの月も環境基準の35マイクログラムを下回っていました。

なお、PM2.5の濃度が上昇にする際には、県においてPM2.5に関する注意喚起情報が発令されることがありますが、赤穂市が属する播磨西部地域においては、測定を開始して以降、注意喚起情報の発信はございません。

続いて、水質の状況についてご説明いたします。

赤穂市内におきまして一般項目について、7河川15地点で年4回、地先海

域11地点で年4回、調査を行っております。また、河川、海域とも年1回より詳しい調査として、重金属等の健康項目の分析も行っております。

こちらが河川の調査地点です。千種川7地点、長谷川1地点、加里屋川2地 点、新川1地点、大津川2地点、塩屋川1地点、矢野川1地点の計15地点で 調査を行っております。

こちらが、年間の河川の水質調査結果でございます。令和4年4月1日より、 水質環境基準の改正が施行され、生活環境の保全に関する環境基準のうち、大 腸菌群数が削除され、新たに大腸菌数が追加されたため、令和4年度より大腸 菌数の測定を行っています。

各河川の年4回測定の平均値はご覧のとおりとなっております。千種川における環境基準適合率については、配布資料に記載のとおり、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数のすべての項目について、100%でした。

その他の河川につきましては、環境目標値適合率の総合評価では、pH96%、BOD、DOが93%、SSが89%でした。

こちらのグラフは環境基準が設定されている千種川の水質について、旧坂越 橋地点における年平均値の経年変化を示しています。

浮遊物質量SSについては河川改修等の影響により変動があった状況ですが、近年は安定した数値となっております。

続きまして千種川精密調査についてでございます。

千種川については、水素イオン濃度や浮遊物質量などの一般的な項目以外に 重金属類や有機塩素系物質、農薬等について年1回、有年橋と高雄橋下流地点 で調査を行っております。

健康項目と呼ばれる27項目すべて環境基準について満たしております。

ダイオキシン類についても調査いたしましたが、環境基準1に対しまして有年橋で0.038、高雄橋で0.075となっておりました。

続きまして、海域の水質調査についてでございます。海域につきましては、 こちらの11地点で年4回調査を行っております。このうち4地点で年1回水 質の有害物質などより詳しい調査と隔年で底質の調査も行っております。

こちらが各地点の平均値の経年変化でございますが、化学的酸素要求量であるCODの値が2.4になっており、環境基準2を上回っている状況でしたが、近年は2~3の間で推移している状況でございます。

海域の水質精密調査についてです。年1回行っている重金属等の健康項目に おいてすべて環境基準以下でした。

最後に、地球温暖化についてです。赤穂市全体の温室効果ガス排出量ですが、 令和4年度は約312万t-CO2/年となっていました。

令和3年度と令和4年度を比較すると、産業・エネルギー転換・工業プロセス部門が減少、運輸部門が微増、その他の部門はほぼ横ばいで、全体としては、

約12万t-CO2/年減少しました。

以上で、令和5年度版赤穂の環境の概要に関する説明とさせていただきます。

会 長

事務局の説明が終わりました。どなたからでも結構です。ご質問等ございますか。

委 員

今回、初めてこの会に出席させていただきました。今、お聞きしてわからないことをお伺いします。硫黄酸化物とか浮遊粒子状物質、窒素酸化物とか、これらの原因って産業部門からの燃料を燃やすのを少なくすればよくなるっていう感じで受けとったらいいんでしょうか。

それから、例えば、大腸菌数ですけれども、大腸菌を減らすっていうのは、 ふん尿処理とか、そういうふうなことは関係してるんでしょうか。

環境の概要っていうのは書いてあるんですけれど、どういうふうなところから、これを減らしていったらいいのかっていう、その原因的なものが書いてないので、よくわからないので教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局

では、まず1点目の大気の関係についてです。

こちらについてご質問の中でありました通り、主な発生原因は工場とか、例えば燃料を燃焼する際に、硫黄酸化物であったりとか、窒素酸化物であったり、そういう物質が発生すると言われております。近年は、各工場の燃料が良質なものになったりとか、いろんな環境対策が行われてることもありまして、先ほど、ご覧いただいた通り、低濃度で推移している状況であります。

続きまして、2点目の水質の大腸菌数の関係についてですが、大腸菌というものになりますとそういう、下水であったりとかふん尿であったりとか、そういったものから含まれているということもあるかと思いますので、し尿の汚染物質の指標という形で使われているという形になってきます。

原因といいますと、下水であったりとかそういうところもあろうかと思いますが、赤穂市の方は下水道も普及しております。大腸菌数っていうものを把握することによってし尿の汚染物質の指標として確認できるかなと考えております。

委 員

ありがとうございました。要するに、赤穂市の工場とかは法令の基準をみた しているから良くなってると。これから徐々に基準を上げていってその目標に 達するというような早い話がそんな感じでしょうか。

事務局

そうですね、各基準については、例えば、大気汚染防止法であったりとか、

そういうところで工場に対する排出基準なり、そういうものがありますので、 基準を基本的には工場には守っていただく形にはなっております。

さらに、その環境対策としてその基準を上げていくとかっていうところについては、いろんな状況を踏まえながら、考えていく必要があるかと思います。 現状は法令であったりとか、そういう基準でしっかり管理していただくいう形で考えております。

事務局

少し補足といいますか、現状お話させていただいているような硫黄酸化物ですとか、窒素酸化物っていうのはもう長年、環境基準が定められているような物質でして、この辺については国の方の環境審議会などで、現状と今後の方針というのが、常々話し合われているところになります。今ある物質、といいますか、今、十分なものについての議論っていうのも、もちろんあるんですけれども、例えば、近年ですとダイオキシン類とか、新たに有害な可能性があるような物質についても、新しく基準が設定されるっていうことはあります。

そういった形で新しい知見を取り入れながら、危険な物質については規制を していくっていう形で対応して参ることになりますのでよろしくお願いしま す。

委 員

こういうふうななんていうか、工場とかそういうところの、数っていうか、 取り締まりっていうんですか。測定とか、市が測定して、もうちょっとあきま せんよっていうふうなことは、常にしてるのですか。

事務局

一般の大気監視局職については先ほどお示ししました通り、各監視局について市域全体のモニタリングをしている状況です。

各工場につきましてはですね、いろんな法令の手続きであったりとか、条例の手続きの中でいろんな数値であったりとか、報告をいただいたりとか、そういう状況もございますので、そういった中で、管理している状況になります。

また、市内の工場については年に数回、立入調査をさせていただいており、 例えば水質の数値であったり、大気の数値であったりとかっていうところも確 認させていただいております。

委 員

家庭部門っていうふうになると、各家庭に協力してもらう。

事務局

はい。温暖化の方のお話かと思いますが、こちらの家庭部門については、家庭から排出される二酸化炭素の量を減らしていただくという形になりますので、市民の方にもご協力いただく、いろんな省エネだったりとか、様々な取り組みについてご協力いただきたいと考えております。

委 員

はい、ありがとうございました。

会 長

はい。他の皆さんどうですか。

委 員

一つだけお聞きいたします。千種川精密調査事業。今年2月に策定しました 集中改革プランの中では、農薬の測定を廃止するというような表現になってお りますが、何種類の農薬の測定を廃止して、その農薬の廃止した考え方をちょ っと教えてください。

事務局

失礼します。まず、この集中改革プランで、実際に測定項目の見直しを行っております。測定項目につきましては、集中改革プランだからという以外にも、例えば大腸菌のように、法令の改正等もありますので、項目や測定場所については、見直しを行いながら、毎年実施しております。

その中で、集中改革プランの中でも農薬関係の物質に関しましては、特に環境基準っていうものは定められてない物質になりますが、自主的に市としまして、これまで測ってきたものになりますが、特にこれまでに検出されたりしたことっていうのは正直ない物質になりまして、集中改革プランの予算の削減の余地ということで、それに関してはあらゆる事業が対象になっておりますので、環境課の中でも、予算の削減が見込める部分ということで、検討した中でこれまで検出がされてない物質に関しまして、一度見直しをして、削減しているという状況になってございます。

おおよそ30種類ぐらいの項目について削減しているような状況になります。

委 員

ありがとうございました。これ千種川等精密調査事業だけが上がってますけども、今後、そういうような考え方であれば海域調査での農薬の項目も見直しとして考えられるんでしょうか。

事務局

海域の方は現在も農薬物質の調査は、以前からしてない状況になっておりますが、ご指摘の通りそこに上がってないものに関しましても、毎年実施する際には、項目、調査の内容、それから調査地点については、見直しをしながら、また、予算に基づいて実施しないといけない部分もございますので、そういったところを調整した上で、できる限りの調査を実施して参りたいと考えております。

委員

ありがとうございましたできる限りの調査をお願いをしたいと思います。

会 長

他に皆さんございませんか。ちょっと時間もね、大分進んでおりますので、

一応これはもうこれでうちきります

冒頭言いましたとおり、報告ですので、採決はしませんので。

それでは、次に次第の5、その他に入りたいと思いますけれども。事務局何かありますか。

事務局

失礼します。私の方から、市内の産業廃棄物最終処分場設置計画について、 経過を簡単にご報告させていただきたいと思います。

まず、市内には現在2ヶ所、最終処分場設置計画がございまして、西有年地 区における産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、昨年度の審議会で もご報告しました通り、令和3年の11月に兵庫県から事業者の株式会社東洋 開発工業所に対しまして、追加資料の提出等について指示を行っております が、現在までに追加資料の提出等がされていない状況になっております。

次に、福浦地区の産業廃棄物最終処分場設置計画に関しましては、現在、県の紛争予防条例に基づく手続きの途中でして、その中にある説明会実施状況報告書を準備している段階のままで止まっている状況でして、表立った動きはないというような状況になっております。

いずれの計画につきましても、今後も関係自治体等と連携しながら適切に対応して参りたいと思います。

以上でございます。

会 長

ただいまの説明にご質問、また、それに対するご意見があったらお受けした いと思います。ございませんか。

それでは委員の皆さんの方に呼びかけたいと思います。

その他何かね、今日の議題についても結構です。それ以外でも結構なんですが、ただ、環境審議会という大きな枠からちょっと外れてもらいますと、ちょっと我々も、事務局の回答も困ると思いますので、よろしくお願いします。

委 員

太陽光パネルっていうのがあるんですけれども、かなり発電されていますけれども。太陽光パネルの寿命というのが30年と聞いてます。古いとこだったら、ぼちぼち30年がくると思うんですけども、その太陽光パネルの廃棄処分の公害というのが、最近、ニュースで話題になっておりますけども、赤穂市さんと考えては、その太陽光パネルをどういう形での廃棄処分というのを指導されるのか、お聞きしたいと思います。

事務局

太陽光パネルについては、委員おっしゃられる通り、寿命が20年とか30年とか言われております。そういう時期が近づいてきているものもあることは認識しております。

ただ、太陽光パネルの設置等につきましては設置者、もしくはそれを管理し

ている事業者の方の管理という形になって参りますので、そちらの方が劣化した太陽光パネルを処分していく中で、適正に処分していただけるものと考えておりますが、もし不適切な対応等がありましたら、また法令等に基づいて指導等を行っていくことが必要になってこようかと思います。

委員

赤穂市で今考えておられる、処分の指導というのは特にないでしょうかね。 業者任せで全部終わってしまう。

事務局

現在のところ赤穂市独自で何らかのという考えは、持っておりません。

委 員

業者へ指導というかこうあるべきじゃないかというふうなことも、指針も特にもってないですか。

事務局

国の方が指導といいますかそういう指針等は今後、設けていくかもしれませんが、赤穂市として、別途ということは考えておりません。

委員

わかりました。ありがとうございます。

会 長

他にございませんか。なんかないですか。

委員

ございません。

会 長

これで審議会を終わりたいと思います。最後に副会長から閉会のご挨拶をお 願いします。

副会長

失礼いたします。本日は暑い中、お忙しい中、ご出席いただきまして、本当にありがとうございました。諮問内容につきましては、目標値、あるいは削減率という数値が示されておりまして、環境基本計画の中でも少しわかりにくいところだと思います。毎年いただいておる、「赤穂の環境」の第8章の中に、地球温暖化への取り組みについて、というのを、市の方で少し詳しく説明がなされておりますので、今日の諮問の説明と合わせて見ていただき、わからないところがあれば、事務局の方へ聞いていただければと思います。

また、大気なり水質なりにつきましては、昨年と同様、特に大きな変更もなく推移しておりますので、安心をしております。本日は本当にありがとうございました。これで審議会を閉会いたします。

(午後2時20分閉会)